

「自殺防止対策有識者懇談会」の開催等について

(平成14年1月22日)
 厚生労働大臣決裁

1. 趣 旨

我が国における自殺者は、厚生労働省の人口動態統計によると平成10年以降、毎年3万人を超え、死因の第6位になっている。また、自殺は、家族や周囲の人々に大きな悲しみや困難をもたらすだけでなく、社会全体にとっても大きな損失であり、効果的な予防対策を実施することは緊急の課題である。

自殺の原因については、健康問題、経済問題、家庭問題など多様であり、人生観・価値観や地域・職場のあり方などの社会的要因も影響している。このため、自殺防止対策を推進していくに当たっては、うつ病対策などの精神医学的観点のみならず、心理学的観点、社会文化学的観点などからの多角的な検討が必要となる。

そこで、幅広い分野の有識者が集まり、自殺防止についての基本的な考え方の提言を行うとともに、社会全体として自殺防止に取り組む契機とすることを目的とし、標記懇談会を開催する。

2. 検 討 課 題

有識者懇談会は、地域のあり方、職域のあり方や働き方の見直し、精神的・肉体的に健康であることの重要性の普及・啓発のあり方や相談機関等のあり方など、幅広い観点から検討を行う。

3. 会 議 の 構 成

有識者懇談会は、厚生労働大臣が指名する別紙に掲げる有識者で構成する。

また、構成員の互選により座長をおく。

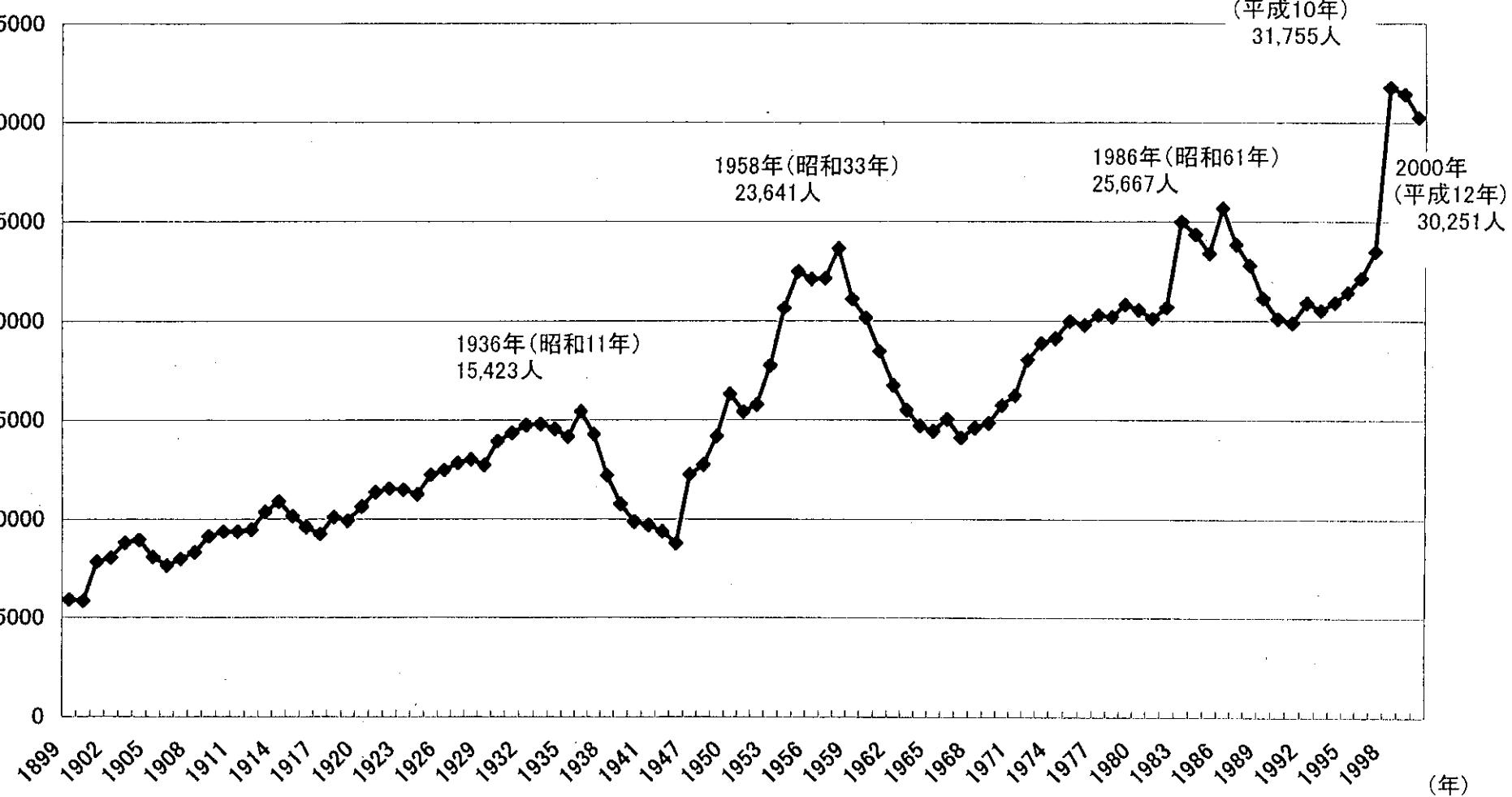
有識者懇談会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

4. 庶 務

有識者懇談会の庶務は、労働基準局安全衛生部労働衛生課の協力のもと、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課において行う。

自殺 死亡数の年次推移
— 1899年:明治32年～2000年:平成12年 —

(単位:人)



総死亡率及び自殺死亡率の年次推移(人口10万対)
— 1899年:明治32年～2000年:平成12年 —

